様式第十一の三表面中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第十一の三裏面中「経済産業大臣の指定する」を「原子力規制委員会の指定する」に、「経済産業省令で定める」を「原子力規制委員会規則で定める」に、「この場合において、同条第２項中「経済産業大臣」とあるのは「第23条第２項に規定する主務大臣」と、「前項」とあるのは「第43条の２第１項」と、同条第３項中「経済産業大臣」とあるのは「第23条第２項に規定する主務大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第４項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第５項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「経済産業省令」とあるのは「第27条第１項に規定する主務省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「第23条第２項に規定する主務大臣」と、同条第６項中「経済産業大臣」とあるのは「第23条第２項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「第27条第１項に規定する主務省令」」を「この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは「第43条の２第１項」と、同条第３項から第５項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」」に改める。

様式第十三表面中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第十三裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣にあつては」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては」に、「区分（核原料物質使用者、」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会、」に改め、「、第64条第３項各号の当該区分にかかわらず」を削り、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあつては第23条第１項第３号及び第５号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第28条の２第１項の規定並びに第55条の３第１項の規定、国土交通大臣にあつては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る第28条の２第１項の規定）」を「原子力規制委員会は、この法律」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第１項の」を「原子力規制委員会は、第１項の」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条」に改める。

様式第四中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条の十を除く。）中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第二条の四中「行ない」を「行い」に改める。

第二条の七第一項から第六項までを削り、同条第七項中「機構が行う法第五十五条の三第一項の」を「法第五十五条の三第一項の規定により前条に規定する使用施設等の溶接について」に改め、「規定する」の下に「独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の」を加え、同項を同条とする。

第二条の十中「文部科学大臣又は」を削る。

第二条の十二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「及び副本」を削り、同項を同条第二項とする。

第三条の三第一項の表六の項中「第二条第三号」を「第三条第三号」に改め、同表十の項中「第二条第一号イ、第二号又は第三号」を「第三条第一号イ、第二号又は第三号」に改め、同表十一の項中「第二条第二号又は第三号」を「第三条第二号又は第三号」に改め、同条第二項第十九号チ中「第二条第一号イ、ロ及びホ」を「第三条第一号イ、ロ及びホ」に改める。

第六条の十第二項を削る。

第七条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、「及び副本各」を削り、同項を同条第三項とする。

第九条中「及び副本二通」を「、副本一通及び写し一通」に改める。

様式第一、様式第一の二及び様式第一の三表面中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第一の三裏面中「経済産業大臣の指定」を「原子力規制委員会の指定」に、「経済産業省令で定める」を「原子力規制委員会規則で定める」に、「文部科学省令で定める」を「原子力規制委員会規則で定める」に、「文部科学大臣が定期に」を「原子力規制委員会が定期に」に、「「第56条の３第５項」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」」を「、「第56条の３第５項」」に、「又は第56条の３第６項」を「、第56条の３第６項又は第64条の３第８項」に改める。

様式第一の四表面中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第一の四裏面中「経済産業大臣の指定」を「原子力規制委員会の指定」に、「経済産業省令で定める」を「原子力規制委員会規則で定める」に、「この場合において、同条第２項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「前項」とあるのは「第57条の２第１項」と、同条第３項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、同条第４項中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、同条第５項中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第６項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」」を「この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは「第57条の２第１項」と、同条第３項から第５項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用者」」に改める。

様式第二表面中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第二裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣にあつては」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては」に、「区分（核原料物質使用者、」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会、」に改め、「、第64条第３項各号の当該区分にかかわらず」を削り、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあつては第23条第１項第３号及び第５号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第28条の２第１項の規定並びに第55条の３第１項の規定、国土交通大臣にあつては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る第28条の２第１項の規定）」を「原子力規制委員会は、この法律」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条」に改める。

様式第三中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正）

第三条　国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第二十五裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は」を「原子力規制委員会又は」に、「区分（核原料物質使用者、」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会、」に改め、「、第64条第３項各号の当該区分にかかわらず」を削る。

（核原料物質の使用に関する規則の一部改正）

第四条　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第三条第七項中「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第五条第三項を削る。

第六条中第二項を削り、第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

様式第一及び様式第二表面中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。